

令和4年度第2回松江市教育委員会会議事録

日時：令和4年6月8日（水）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、原田委員

事務局：寺本副教育長、成相副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、生徒指導推進室長、生涯学習課長、皆美が丘女子高校長、皆美が丘女子高校事務長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日、塩川委員、金津委員におかれては、所用のため欠席となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、教育長を含め、教育委員5名中3名の出席となっており、過半数の出席となっているため、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

本日の会議は、報告事項が1件と議案が2件、その他報告が5件となっている。本日は非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それによろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。

また、本日も新型コロナウイルス感染症防止対策のため、必要な措置を講じた上で開催をする。出席者については、説明者などの必要最小限の人数での対応となることにしているため、御理解をいただくようお願い申し上げます。

2 会議録署名者の指名（多々納委員、原田委員）

3 報告【1件】

○藤原教育長

本日、報告が1件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【報告第4号 令和4年度松江市いじめ防止基本方針について】

○生徒指導推進室

報告第4号、令和4年度松江市いじめ防止基本方針について報告する。本日、差し替えをお配りしているため、そちらを御覧いただきたい。

先般開催した松江市いじめ問題対策連絡協議会においても、委員の皆様にも内容を確認いただいたところである。

昨年度、令和3年度の内容から大きく変わったものはない。漢字や言葉について小さな修正を加え、表などの体裁を整えた。それ以外の変更点について、朱書赤字で記載しているため、その部分を説明する。

1 ページ、基本方針の基本理念に、今年3月に定められた松江市教育大綱を踏まえた内容を先頭に追記している。

続いて、7ページになる。7ページの下段、(2) 相談体制の整備の③その他の相談窓口の設置の部分である。昨年度の人権施策推進課から機構改革により、人権男女共同参画課と変更している。

9 ページの下段になる。(4) 地域や家庭との連携の部分である。今年度までに市内全小・中・義務教育学校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールが設立され、仕組みが変更されている。それに伴って、昨年度の地域推進協議会という文言から学園教育推進会議と変更するものである。

飛んで23ページになる。(3) いじめの態様の表の部分である。表の中で、各項目の文言が全て表記されていなかったという指摘を受けたことから、項目について別枠を設けて表記している。

その他、全体の中で、令和3年度から令和4年度というように、年度を変えた部分が数箇所ある。

変更点については以上であるが、今月中にこの基本方針を各学校へ周知し、学校には、これまで策定されている学校いじめ防止基本方針の点検・修正を求める。9月には、各学校のホームページや学校だより等で公表する運びとなる。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

1 点質問させていただく。大きな変更点がないということだったが、この変更点等を含めて各学校に周知して、学校でいろいろな取組をなさると思うのだが、先生方へのいじめに関する研修というのは、毎年どのような形で行っておられるのか。その辺りをお聞かせいただきたい。大きい変更もあれば、小さい変更もあるし、変更があった際にはそういう機会を捉えて積極的に研修していただくと良いと思うのだが、通常どのような研修体制を先生方におとりになっているのか、少しお聞かせいただきたい。

○生徒指導推進室

先ほどの質問であるが、各学校によって対応はそれぞれかと思うが、こうして毎年いじめ防止基本方針を市のほうで改定をして、定めたものを学校に周知するタイミングで各校のいじめ防止基本方針の点検・見直しを求めているため、そのタイミングで各学校において夏休み中に研修等を行ったりとか、あるいは各学校の基本方針を教職員に配って、今一度その内容についてみんなで見るというようなことはなされているというように聞いているため、今年度もそういう流れになると思う。

○成相副教育長

付け加えさせていただくと、各校ではいじめの認知件数ということで、とにかく早く見つけて対応して、それを報告してもらうということで件数が上がっているが、全校チェックしたわけではないのだが、ほぼほとんどの学校はやっていると思う。

これは何をやっているかという、その学校で起きたいじめの認知の事案を全職員で共通理解をするということである。こういう状況でこうやってこれをいじめと認定したということの事例研究、それを積み重ねることが一番対応力を上げるための良い研修になるのではないかと思っているが、それが各校で行われているということである。

○多々納委員

こういう内容を理解するとともに、いろいろなケースがあるため、今おっしゃったように、事例をしっかり理解するということが非常に重要だと思う。そういうことも実行されているということで安心した。よろしく願います。

○藤原教育長

今の問題は非常に重要な話であって、教育委員会が現場でどのような検証がされているのかが分からないというのは問題であるため、そこはしっかり把握をしていただきたいと思う。

ほかに何かあるか。

○原田委員

失礼する。先ほどは学校の先生のことだったのだが、こちらにコミュニティスクールとの連携というように出ているのだが、そちらのほうの連携というのは、具体的にはどういうことになるか分かれば教えていただきたい。

○生徒指導推進室

コミュニティスクールについてであるが、学校の中の教職員だけではなく、地域関係者が集まったの会議になるかと思うのだが、できればオープンにしていくということが流れかと思う。学校の中で留めずに、いろいろな困ったことに限らず、良いことも含めて、その中で情報を共有して対策・対応するということが柱になると思う。各学校によって状況はそれぞれかと思うが、コミュニティスクールも動き始めたところであるため、そういったことにもしっかりと重点を置いて取り組んでいくという流れになっているというように把握している。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第4号については以上とする。

4 議事【議案 2 件】

○藤原教育長

本日、議案が 2 件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【議第 3 号 令和 5 年度使用松江市立皆美が丘女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針について】

○皆美が丘女子高

議第 3 号について御説明する。議案集は 3 ページから 4 ページである。

令和 5 年度使用松江市立皆美が丘女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。

本校で使用する教科用図書の採択の基本方針については、島根県教育委員会が作成した県立高等学校用教科用図書の採択の基本方針を基に、松江市教育委員会として採択の基本方針を作成している。

4 ページを御覧いただきたいと思う。内容については、昨年度と変更はない。

1 の採択の基本方針については、関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行うことと、採択は校長の意見を聴取した上で、松江市教育委員会が行うという 2 点である。

2 つ目の採択基準については、「高等学校用教科書目録（令和 5 年度使用）」に搭載されている教科用図書のうちから行う。ただし、上記教科用図書が発行されていない教科については、教科の主たる教材として、教育目標の達成上、適切な図書を採択する、としている。

それから、3 番目の採択の観点であるが、本校の特色、教育目標、生徒の実態及び教育課程に適合したものであるかを考慮した上で厳正に行うとしている。

4 番目の採択に関わる留意事項であるが、以下の (1)、(2) に記載しているとおりであるが、この留意事項を厳守して採択に向けた準備を進めていく。

なお、今後のスケジュールについては、学校内で教科ごとに教科書の研究を重ね、その後、校内で設置した教科書選定委員会で十分な検討を行い、教科用図書を選定する予定である。そして、来月の教育委員会会議には採択案をお諮りしたいと思ってい

る。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第3号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第3号議案は承認された。

【議第4号 東出雲複合施設建設（建築）工事の請負契約の締結に関する議案の調製依頼について】

○生涯学習課

議第4号について御説明をする。議案集は5ページをお願いする。

東出雲複合施設建設工事の請負契約締結に関する議案について、松江市長に調製依頼をするものである。

今日お配りしている参考資料を基に、事業概要等をまず説明をさせていただきたいと思う。東出雲複合施設建設（建築）工事の請負契約締結についてという参考資料である。

まず、場所を御確認いただきたいと思うのだが、少し細かくて大変分かりづらいのだが、右のところに位置図を付けている。工事事業場所については、揖屋駅の南側、西に揖屋ふれあい広場を隣接する場所であり、現在の東出雲保健相談センターという建物を活用するものである。国道9号線と東出雲支所との位置関係で御理解をいただきたいと思う。

工事概要についてであるが、今申し上げた東出雲保健相談センターの施設を有効活用して5つの機能、公民館、支所、図書館、子育て支援センター、包括支援センターを持つ複合施設を整備するものである。

整備後の配置図については、下のほうに色付きで書いているので御確認いただきたいと思う。東棟となっている右側の部分が既存の施設を活用するところ、それに西棟

を増設する形で最終工事を行っていく。延べ床面積は1,696.36平米である。

契約の方法については、中段のところに記載をしている。一般競争入札で、令和4年5月11日に入札を実施している。入札参加者は2事業者で入札回数は1回、契約金額は4億315万円である。落札率97.36%は落札先は一畑工業・大前組・若林建設特別共同企業体である。予定工期は、議決のあった日の翌日から令和5年5月31日までとなっている。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第4号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第4号議案は承認された。

5 その他報告【5件】

○藤原教育長

本日、その他報告が5件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【その他報告(1) 専決処分の報告について(令和3年度松江市一般会計補正予算(第13号)(教育予算))】

○教育総務課

議案は7ページからになる。

8ページ目を御覧いただきたいと思う。専決処分の報告についてであるが、本報告については、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和4年3月31日に令和3年度松江市一般会計補正予算(第13号)について専決処分を行ったものである。

9ページを御覧いただきたいと思う。補正予算の内容について御説明をしたいと思います。

う。

まずは歳出から御説明をする。中段のところに歳出というように記載をしており、その下のところに(1) 児童クラブに関するもの、こちらから説明させていただきたいと思う。

No.1 の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費については、国の令和3年度補正予算に呼応して、放課後児童健全育成事業を行う事業所で働く放課後児童支援員や補助員等の賃金改善を令和4年2月から実施する児童クラブに対して補助を行うものとして、令和4年1月14日に令和3年度松江市一般会計補正予算(第10号)において専決処分を行い、令和3年度第12回教育委員会会議において、専決処分の報告について、その他報告で報告させていただいている。

その後、国の制度に基づき、3%の処遇改善を実施する予定としていたが、月額9,000円という大幅な見直しが必要ということが分かり、この実態が本市の公設児童クラブにはそぐわないということが判明し、公設児童クラブの処遇改善を実施しないこととしたことにより、減額の補正をしたものである。

次に、その下の表の(2) その他についてであるが、全て職員の人件費に関するものである。それぞれ令和3年度の手当と人件費の決算見込による増減である。

続いて、一番上の表の歳入の説明に移らせていただく。

No.1 の保育士等処遇改善臨時特例交付金については、先ほど児童クラブの歳出のところで御説明をしたが、公設児童クラブの処遇改善は実施しないということから減額をしたものである。

その下、No.2 のふるさと指定寄附金については、教育の振興を目的とした指定寄附金を受け入れ、公民館管理費に充当するものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

当初予算があり、2月議会までずっと議会ごとに補正予算をするのだが、それ以降に数字が確定したようなものを最終的に3月31日に調整する。それは議会が開けないため専決処分ということで、最終的にこういう整理をしたというのを6月議会に報告するということであるため、そういう御理解をいただきたいと思う。

何か質問や意見はあるか。

…………質問・意見なし…………

それでは、その他報告（1）については以上とする。

続いて、その他報告のうちの（2）、（3）、（4）であるが、全て総合文化センターの大規模改修に関わる契約案件・契約の締結についてであるため、一括して報告・説明を受けたいと思う。

【その他報告（2） 松江市総合文化センター大規模改修（建築）工事の請負契約締結について】

【その他報告（3） 松江市総合文化センター大規模改修（電気設備）工事の請負契約締結について】

【その他報告（4） 松江市総合文化センター大規模改修（空気調和設備）工事の請負契約締結について】

○生涯学習課

その他報告（2）から（4）について一括して御説明をさせていただく。議案集は11ページからになる。松江市総合文化センターの大規模改修工事に係る工事請負契約の建築、電気設備、空気調和設備の契約締結についてである。

こちらについても配付している参考資料で説明をさせていただく。

まず、大規模改修工事の事業概要であるが、松江市総合文化センターが西津田にあるが、昭和60年に竣工をしている。築後35年以上が経過しているため、老朽化対策や耐震改修を行い、長寿命化や安全性の確保を図るものである。

また、この改修を機会に、プラバホールは芸術文化活動の拠点として、また、中央図書館は学びの拠点として、更に親しまれ活用される施設となるような環境づくりをするものである。

主な工事内容を中段のところに載せている。プラバホールのところでは、大ホールやホワイエの天井の耐震化や、大ホールの座席の更新を行う。2階では、防音設備のある練習場所・スタジオの新設や、ホワイエを多目的利用できるような環境整備を行う。中央図書館では、常設の学習室を2階に新設し、同じく2階に子供が少し声を出したり、騒いだりしながらでも本に親しめるような「子どもの部屋」というものも新設する。また、全館共用部分としては、電気・空調・衛生設備等の更新、トイレの洋式化、授乳室の新設、飲食可能スペースの新設、また、カフェのリニューアル、館内

のWi-Fi化などに取り組む予定としている。

続いて、一番下のところの契約概要についてであるが、建築、電気設備、空気調和設備、いずれも一般競争入札で、令和4年5月11日に1回の入札で事業者を選定している。まず、建築であるが、入札参加者が2事業者あった。契約金額が8億9,430万円で落札率98.15%である。相手方は、松江土建・まるなか建設・豊洋特別共同企業体である。

電気設備は、3事業者の応札があった。契約金額が6億3,470万円で97.82%の落札率である。契約の相手方は、サンベ電気・山代電気工業・三原電工特別共同企業体である。

続いて、空気調和設備であるが、これは3事業者の応札があった。契約金額が4億8,180万円で落札率97.91%である。相手方は山陰クボタ・オンチョウ特別共同企業体である。

いずれも予定工期としては、議決のあった日の翌日から令和5年12月15日までとしている。

説明は以上である。

○藤原教育長

いつまで休むのかとか、図書館の代替機能をどこでどのように確保しているかということについても説明してもらえるか。

○生涯学習課

既に今年度の4月1日から休館をしている。図書館部分については代替の施設を確保しており、そこに一部本を持ち出したりして対応をしている。市民の皆様が本を借りたり返したり、本を見たりという場所をイオン松江の3階とスティックビルの2階にステーションということで設けており、6月に入ってオープンをしたところである。

そのため、基本的には事前に借りたい本などを予約していただき、図書館のほうで準備をして、それをイオンかスティックのどちらかに受け取りに行っていただき、そこに返していただくというような形になるが、スティックのほうは、児童書などを中心に、その場で読んでいただけるような場所も多少確保している。

図書館のほうは、再開を令和5年の10月、秋を予定している。大ホールは工事期間

が12月15日までということになっているが、その後にパイプオルガンのオーバーホール等も予定をしているため、全館のオープンとしては令和6年の4月であるため、全体としては2年間の休館を予定している。今、そういう状況である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

丁寧な説明、感謝する。改修が完成した暁には、非常にいろいろな市民が利用しやすいホールになるということがよく分かった。「子どもの部屋」とか授乳室とか、今までなかったような部屋をおつくりになったということは、こういう改修にあたっては、利用者とか市民参加で、「このようにしたい」というような希望をみんなで出し合えるような委員会などをつくってこういう計画ができていいのか。

○生涯学習課

音楽ホール部分については、有識者等で構成されるアドバイザー会議などを行い、どういった音楽ホールが良いのかというようなところの協議をしてもらっている。

また、図書館については、図書館の在り方検討委員会を設けて検討を行った。この委員会はハード施設整備のことに限らないものだったが、そういったところで、「このようにすればもう少し子供が行きやすくなる」とか、いろいろな御意見もいただいている。

また、昨年度のところ、ワークショップ等を開催し、皆さんに現在の施設をしっかりと見ていただいて、その上でいろいろな御希望とか御要望というのでも聞かせていただいております、そういったところを反映させていただいている。

○多々納委員

やはりそうして市民の声を聞いていただくと、非常に利用したいと思える、そういう良い施設になるということが期待できて、感謝する。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

失礼する。先ほどのワークショップに私も参加させていただき、いろいろと意見がたくさん出ていたため、それを多分反映されていかれると思って楽しみにしているところである。ところで、図書館部分とホール部分で分かれていると思うのだが、館内のいろいろなほかの大会議室とか、そういうところの管理はどちらになるのか。

あと、「子どもの部屋」というのが図書館に新設というように書いてあるのだが、これが2階になるということは、2階の「子どもの部屋」とか、あと、小泉八雲の部屋とか、そういうところが図書館の管轄ということになるのか。その辺りの部屋のいろいろな管轄部分の違いというのを教えていただいてもよろしいか。

○生涯学習課

運営体制というか、実際の管理については、また今後少し協議する部分も出てくると思うのだが、現状で想定をしているのが、図書館部分としては1階の開架の部分が図書館である。それから、移動図書館の車庫であるとか、そういった移動図書館部分の本を収納している場所などが1階にある。あと、この度新設する「子どもの部屋」とか学習室というのは、基本的に図書館のほうの管理になると想定をしている。あと、2階には閉架書庫といって、1階の階下のフロアには置ききれないものを置いている書庫もある。あと、言われたように、小泉八雲の資料室等もあるため、この中できれいに線引きができなくてごちゃごちゃはしているが、そういったこともあるため、リニューアル後、どういった管理運営体制であるかというのは、今後また検討していく必要があるかと思っている。

○藤原教育長

その点については、誰が実際に運営の事務をするのかというところを時間をかけて今検討しているところであるため、またやがてその辺りは明らかになると思っている。

ほかに何かあるか。

○多々納委員

利用しやすさという点では、駐車場が今まで結構狭かったり、利用時間が短かったりという面があった。利用時間は少し延長していただいたのだが、その点については今後も駐車スペースとか時間も含めていろいろ御検討いただけるのか。

○生涯学習課

おっしゃるとおり、通常は駐車場も足りているのだけれども、何かイベントがあるときや、ホールでのコンサートがあるときはどうしても足りないというのが前々から言われていたところである。

利用時間については、昨年度から2時間以内は無料という形に変更をして運用している。なかなか近隣で駐車場をまた新たに確保するとか、立体駐車場にするとか、その辺りはなかなか費用対効果的などころも考えても難しいところではあるため、また引き続きの検討課題だというように認識をしている。

○藤原教育長

大きなイベント時は、生協病院の駐車場も使えるようにしてあるため、そういう対応もしっかり広報することが大切だと思うため、そういう対応でいければと思う。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告(2)、(3)、(4)については以上とする。

【その他報告(5) 松江市児童クラブ条例の一部改正について】

○生涯学習課

松江市児童クラブ条例の一部改正について説明をする。議案集は17ページをお願いする。

乃木児童クラブの新築移転による定員増に伴い、休止としていた乃木第3児童クラブについて、今後も再開の必要性がないことから廃止をするというものである。

改正内容は、市が設置する松江市児童クラブの一覧から乃木第3児童クラブを削るものである。

こちらについても配付している参考資料で説明させていただく。これもなかなか分かりづらい図で申し訳ないのだが、まず、2に載せている児童クラブの配置図を御覧

いただきたいと思う。上部にある横長の形の建物が乃木公民館である。中央部から下の部分に、横2棟と縦につなぐような建物があるが、こちらが乃木小学校である。黒抜きをしているところが児童クラブ施設ということになっている。

乃木児童クラブは平成31年度に新築移転をしており、そのときにできた建物が、図でいうと一番上の部分、公民館に隣接する形の建物である。これが乃木児童クラブ、分室1、分室2という3室、1階が1室、2階が2室の建物である。

現在は、この新しくできた乃木児童クラブ、分室1、分室2、それから公民館の中にある乃木第2児童クラブ、この4室で運営を行っているところである。

戻って1のところで、乃木児童クラブ新築移転に関する考え方であるが、乃木児童クラブは、平成31年4月にこの新しい施設をオープンしている。

その新設に至る経過としては、その当時、乃木児童クラブでは表立った待機児童というのは発生していなかったのだが、入会審査を特に厳しくされたり、長期休業中のみの受け入れをされるなど、工夫して運営をしてもらっており、潜在的な待機児童対策というのは強く求められていた。

また、学校も児童数が多いということから、学校施設、学校教室数の不足などもいろいろと課題となっており、学校施設内に、縦のところで（旧）乃木児童クラブ、乃木第3児童クラブとなっているが、学校の施設を活用した児童クラブもその当時あり、こういった施設を学校のほうに返すことができないかというようなことも検討されていた。

さらに、平成28年度には、地元から松江市長宛てに児童クラブ建設についての要望書が提出されたというような経緯もある。

そのような状況から、そういった潜在化する待機児童の解消、学校教室数不足の解消を目的として整備をすることになったわけであるが、その整備規模としては、当時の松江市内の入会率の平均であるとか、乃木小学校の児童数の推計など、そういった状況を鑑み、5室の確保が必要だろうというところで整備を進めることになった。

建ぺい率とかいろいろな条件があり、3室を超えるクラブ室は難しいということで新しく3室を整備することとなり、その3室を新たにすることで、旧の乃木児童クラブは学校のほうに返却するということにして整備を進めた。

実際に乃木児童クラブについては、平成31年度のところで学校のほうに返却し、現在教育活動に活用されているところである。

このように5室整備をしたところであるが、平成31年4月の新規オープンの前後において、(2)のところに民設児童クラブについて載せているとおり、乃木地区は児童数も多く、利用に関するいろいろなニーズの高まりもあって民設の児童クラブがとても多い地区となっているため、このとおり新たな民設児童クラブのオープンというのもあった状況である。

(1)のところに公設児童クラブの入会者数を載せているが、このとおりそのような状況で平成31年4月には公設の児童クラブの利用が一時的に減ったために、第3児童クラブは開設しなくても、とりあえず4室で運営ができるという判断になり、第3児童クラブは当面休止をして、その後の入会数などの推移を注視していこうということになっていたが、その後の入会数を見ていただいても分かるとおり、今年度においても、まだ第3を開かなくても何とかクラブ運営が可能な状況であるということと、あと、民設の児童クラブも、これは校区を限っているわけではないため、乃木地区の子だけが利用しているというわけではないのだが、こういった近隣に利用できる民間もたくさんあるというような状況を鑑みると、将来的にも第3児童クラブの再開の必要性はないという判断をした。

やはり学校のほうに施設を返すということも1つ大事なことであるということもあったため、この度正式に第3児童クラブは休止ではなく廃止という扱いにして、その後は学校に戻して学校教育関連で活用していくということを考えている。

説明は以上である。

○藤原教育長

確認するが、結局、公設の児童クラブは、令和4年度は定員が160人で110人入っているということか。50人余裕があるということか。

○生涯学習課

そのとおりである。

○藤原教育長

民間が176の定員で143ということであるため、33人まだ定員に余裕があるというように見れば良いのか。

○生涯学習課

そのとおりである。

○藤原教育長

そうすると、言われている待機児童というのは0だという理解で良いのか。

○生涯学習課

数的には十分0なのだが、実は民間児童クラブの下から2番目に遊学館なの花のぎというのがあるのだが、ここは保育所と併設のクラブである。いろいろ御家庭の事情から、どうしてもここに入れたいという方がいらっしゃって、この遊学館なの花のぎに7名の今年度待機がいるということは聞いている。

○藤原教育長

一番上のたわやまっこクラブはいないのか。

○生涯学習課

あとの民間もいずれも待機はない。なの花のぎだけ7名である。

○藤原教育長

承知した。

そういうことで、どうしてもそこでなければいけないところのミスマッチはあるようだが、定数は十分足りていると。特に公設については、まだ余裕があるということで廃止ということである。

この件について、何か御質問・御意見等はあるか。

○原田委員

質問させていただく。公設のほうなのだが、第2クラブは定員よりも多い44になっていて、例えば普通の新施設の児童クラブであると17人で低いとか、その辺りの4つある児童クラブの区分けというのは何かあるのか。

○生涯学習課

おっしゃるとおり、人数がいろいろなのだが、これは子供が集団で下校する際に、近くの子、同じ下校コースになる子が同じクラブに入るように地区ごとに受け入れるということで調整をされているため、このように人数に少し差が生じている状況である。

○藤原教育長

定員以上は何人ぐらいまで受け入れるわけなのか。

○生涯学習課

一応 20%までとしている。下の民間のところを見ていただいても、定員より多く受け入れたりしているケースがどうもあるのだが、基本的には1日の利用者が大きく定員からはみ出ないようにというような形でやっているため、利用の実態などに合わせて、44 といっても通常は 40 人以内に収まっているとか、そういった状況になっていると思う。

○藤原教育長

ほかに何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（5）については以上とする。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和4年度第3回教育委員会会議】

日時：7月中旬～下旬

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

8 閉会宣言（藤原教育長）